

居宅介護支援重要事項説明書

<令和7年4月1日>

1. 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

介護保険法令の趣旨に従って、要支援又は要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的としています。

(2) 運営方針

利用者の能力や特性を考慮し、又利用者及び扶養者の意向を十分に尊重し、居宅サービスを作成します。

居宅サービス計画に従った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。

(3) その他

アセスメント方法：MDS-HC 2.0

2. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

| | |
|----------|--------------------|
| 事業所名 | 柳川やすらぎの里 居宅介護支援事業所 |
| 所在地 | 福岡県柳川市西浜武1076-5 |
| 事業所指定番号 | 4072000047 |
| サービス提供地域 | 柳川市・大川市・大木町 |

※上記地域以外でもご希望の方は相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

| | 常勤 | 業務内容 |
|---------|----|--------------------|
| 管理者 | 1名 | ケアマネジメント業務の総括・代表 |
| 介護支援専門員 | 2名 | ケアマネジメント業務の企画調整・実施 |
| 事務職員 | 1名 | 介護支援専門員の補助・事務補助 |

※兼務を含む

(3) サービス提供の時間帯

| 営業日 | 営業時間帯 |
|--------|----------------------------------|
| 平日 | 午前8:30～午後5:30 |
| 土曜日 | 午前8:30～午後5:30 |
| 営業しない日 | 日祭日・12月31日～1月3日(正月)・8月14日・15日(盆) |

3. サービスの内容

- (1) 居宅サービスの作成
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理票の作成
- (4) その他介護保険制度に関するご相談など

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき下記の利用料を支払い、事業所は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。この証明書を後日市の窓口へ提出しますと、保険給付分の払戻しを受けられます。

| | 居宅介護支援費（Ⅰ） 45件未満 | 居宅介護支援費（Ⅱ） 45件以上60件未満 | 居宅介護支援費（Ⅲ） 60件以上 |
|----------|---------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 要介護1・2 | 10,860円/月 | 5,440円/月 | 3,260円/月 |
| 要介護3・4・5 | 14,110円/月 | 7,040円/月 (45件以上60件未満の部分のみ適用) | 4,220円/月 (60件以上の部分のみ適用) |

(2) 前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（別紙1）

(3) 前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（別紙1）

(4) 交通費

- ・2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。
- ・それ以外の地域の方は、必要なことがあります。

(5) キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(6) 料金のお支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5. 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに、市及びご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

6. 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得た、利用者やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。なお、介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業者を利用者やそのご家族の個人情報を提供することがありますが、その場合には、予め同意を得ることとします。

7. 居宅介護支援の利用申込みから、介護サービス提供までの主な流れ

(1) 利用者から居宅介護支援サービスの利用申し込み



(2) 利用者のご自宅を訪問し、心身の状態や、環境等を調査し、可能な限りご自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、解決すべき課題を把握・分析します。



(3) 利用者やご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご希望をお伺いします。



(4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、主治医やサービス事業者と協議して、「サービス利用票(居宅サービス計画)」を作成します。また、介護サービスを利用された際に、利用者にご負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成しますので、併せてご確認のうえ、ご了解をいただきます。



(5) 「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。



(6) 介護サービス提供後も、継続的に実施状況を把握し、必要に応じて「サービス利用票(居宅サービス計画)」変更を行います。

8. 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

(1) 利用者にお渡しした、「サービス利用票(居宅サービス計画)」と異なる事業者とサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと、利用者が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。

(2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変更があった時には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。

(3) 利用者やその家族はケアプランの作成にあたってはケアマネジャーに対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事、およびケアプランにその事業者を位置付けた理由の説明を求める事が可能です。

9. ハラスメント等迷惑行為防止について

(1) ハラスメント行為

- ① 身体的暴力（身体的な力で相手に危害を加える行為）
殴る、蹴る、叩く、モノを投げる、手を引っかく、つねる、服を引っ張る、ちぎる唾を吐く等
- ② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つける、おとしめる行為）
怒鳴る、大声で威嚇、威圧的な態度、契約以上のサービスを求める理不尽で執拗な要求等
- ③ セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、性的嫌がらせ等）
必要もなく手や腕など触る、性的な話、容姿をからかう、食事等に執拗に誘う、つきまとい等
- ④ サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

これらの行為がサービス利用中において発生した場合、再三の注意にも関わらず改善がみられない場合はサービス停止や契約が解除となることがあります。また、事態の緊急性、犯罪性が高いと判断した場合は直ちに警察の通報を行います。

10. 医療機関との連携について

- (1) 利用者が病院や診療所へ入院された際には、担当のケアマネジャーの氏名や連絡先についてその医療機関へお伝えいただくようお願いします。
- (2) ケアマネジャーは、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報を受けたときや必要があるときは、利用者の同意を得てケアマネジャーが必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身または生活に必要な情報を主治の医師等又は歯科医師もしくは薬剤師に提供します。
- (3) ケアマネジャーは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、ケアマネジャーはその意見を踏まえてケアプランを作成した場合はそのケアプランの意見を求めた医師等に交付します。

1 1. サービス内容に関する苦情の連絡先

| | |
|-------------------------|--|
| お客様相談窓口 | 柳川やすらぎの里 居宅介護支援事業所 管理者：藤生 貴子 担当者：藤生貴子・中野朋子 住所：福岡県柳川市西浜武 1076-5 TEL：0944 - 74 - 2230 FAX：0944 - 74 - 2312 対応時間 平 日 午前 8:30～午後 5:30 土曜日 午前 8:30～午後 5:30 |
| 柳川市の相談窓口 | 福祉課高齢者福祉係 住所：福岡県柳川市本町 87-1 TEL：0944 - 77 - 8516 【ダイヤル】 FAX：0944 - 73 - 9211 広域連合柳川・大木・広川支部 住所：福岡県柳川市三橋町正行 431 TEL：0944 - 75 - 6301 FAX：0944 - 75 - 6340 対応時間 平 日 午前 8:30～午後 5:00 |
| 大木町の相談窓口 | 大木支部 健康福祉課 介護保険担当 住所：福岡県三潞郡大木町大字八丁牟田 255-1 TEL：0944 - 32 - 1060 FAX：0944 - 32 - 1054 対応時間 平 日 午前 8:30～午後 5:00 |
| 大川市の相談窓口 | 健康課高齢者支援係 住所：福岡県大川市大字酒見 256-1 TEL：0944 - 85 - 5524 FAX：0944 - 86 - 8464 対応時間 平 日 午前 8:30～午後 5:00 |
| 福岡県国民健康保険団体 連合会の相談窓口 | 介護保険課 住所：福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47 TEL：092 (642) 7859 FAX：092 (642) 7856 |

1 2. 虐待の防止について

事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 当事業所従業者または居宅サービス事業者、及び介護者（現に介護をしている家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 管理者：藤生 貴子

1 3. 身体拘束の廃止

身体拘束等の適正化のための指針を整備し、ご利用者様の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は理由及び心身の状況、身体拘束の様態等を記録に残します。

1 4. 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・

地震等の 自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を、年に2回以上、実施します。

1 5. 利用者様へのお願い

契約書・重要事項説明書等・サービス利用票は、大切に保管してください。

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

| | |
|-----------|-----|
| 訪問介護 | 7% |
| 通所介護 | 18% |
| 地域密着型通所介護 | 3% |
| 福祉用具貸与 | 42% |

②前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

| | | | |
|-----------|--------------------|-----------------------------------|--------------------|
| 訪問介護 | 久々原調剤薬局 33% | 柳川市社会福祉協議会 ニチイケアセンター大善寺 18% | 木輪 JA 柳川 15% |
| 通所介護 | ふくしさーびす 17% | サンブリッジ 15% | JA 柳川 13% |
| 地域密着型通所介護 | よろこび荘 太一 50% | | |
| 福祉用具貸与 | サンコー 42% | みらい介護サービス 39% | ビッグ・リバー 19% |

③判定期間（令和6年度）

- 前期（3月1日から8月末日）
- 後期（9月1日から2月末日）